

富津市児童家庭相談システム導入に係る システム選定の公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る技術提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適したシステムを選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

近年、複雑化している児童・家庭相談におけるケース記録をデータベース化して適正に管理するとともに、機能性に優れたパッケージソフトを導入することで、情報の一元管理及び業務効率の向上により相談支援体制の強化を図るため、最適なシステムを選定する。

また、児童福祉法の改正による、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を本市に設置したため、児童家庭相談システムの導入により、児童福祉分野と母子保健分野が一体的に相談・支援を行うための体制を実現させることを目的とする。

3 業務概要

- (1) 業務名称 富津市児童家庭相談システム導入事業
- (2) 業務内容 別紙「富津市児童家庭相談システム導入事業 仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、協議の上、変更する可能性がある。
- (3) システム運用期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで5年間（60か月）

4 提案限度額

18,843,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、システム等賃貸借契約時の予定額ではないことに留意すること。なお、この金額には保守費用は含むが、リース料率を含まない。

また、見積額の総額が提案限度額を超える提案は失格とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること（※登録されていない場合は8(4)ア参照）
- (2) 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (5) 市町村で児童家庭相談システムの導入実績があること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証及びプライバシーマーク認証を取得していること。

6 選考スケジュール

次のとおりとする。

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表及び配布	令和6年5月7日
② 参加表明書受付期限	令和6年5月22日
③ 参加資格審査結果通知	令和6年5月27日
④ 質問受付期間	令和6年5月27日 ～令和6年5月31日
⑤ 市からの質問回答期限	令和6年6月3日
⑥ 技術提案書等の提出期限	令和6年6月10日
⑦ 選考委員会（プレゼン）	令和6年6月14日
⑧ 結果の通知・公表（予定）	令和6年6月18日
⑨ システム機器賃貸借契約に係る入札発注	令和6年7月
⑩ システム機器賃貸借契約	令和6年8月
⑪ システム運用	令和6年12月1日

7 実施要領等の公表

令和6年5月7日（火）に本市ホームページに公表するので、参加申込書等公募に関する資料・様式類については、同ホームページからダウンロードすること。

[富津市ホームページ] <https://www.city.futtsu.chiba.lg.jp/>

8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年5月7日（火）～令和6年5月22日（水）

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時

(3) 受付場所

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

富津市健康福祉部 こども家庭課家庭相談係（担当：飛澤）

(4) 受付方法

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（第3号様式）

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、下表の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
②	印鑑証明（原本）	法務局で発行する法人の印鑑証明
③	使用印鑑届兼委任状（第1号様式）	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合
⑥	営業所等一覧（第2号様式）	営業所等を有する場合のみ
⑦	国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）	・税務署で発行する法人の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行） ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

イ 会社等概要書（別紙1）

ウ 業務実績書（別紙2）

エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証及びプライバシーマーク認証の写し

9 参加資格審査結果の通知

令和6年5月27日（月）に、各参加表明者へ参加資格審査結果通知書（第4号様式）にて

郵送及び電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にてプレゼンテーションの日程を通知する。

10 質問の受付について

(1) 受付期間

令和6年5月27日（月）～令和6年5月31日（金）午後5時

(2) 質問方法

質問書（別紙3）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認すること。

[電子メール] mb046@city.futtsu.chiba.jp

[電話] : 0439-32-1656

(3) 回答

全ての質問に対する回答は、令和6年6月3日（月）までに、本市ホームページ上に掲載する。

ただし、質問内容が参加者独自の提案に関わると判断されるものについては、該当参加者のみに回答する。

11 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

12 技術提案書の提出について

(1) 提出資料

次の資料を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	技術提案書等提出届（第5号様式）	
②	技術提案書（任意様式）	以下について留意し、記載のこと。 （ア）別紙の仕様書及び14(2)選考基準の評価項目の内容を踏まえ、システムの機能や利便性、データ移行の方法等を具体的に記載すること。 （イ）技術提案書に目次及びページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。 （ウ）技術提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
③	機能要件書（別紙4）	・機能項目について、「機能確認」欄の機能実現に対

		<p>応じた記号を必ず選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替えの提案がある場合は、技術提案書にその旨記載のこと。
④	業務実施体制（別紙5）	業務の実施体制（組織、事業責任者及び担当者の氏名や人数等）について記載すること。
⑤	見積書及び見積詳細書（任意様式）	内訳（システム構築経費、ハードウェア経費、システム保守費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

(2) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。
- ・正本を1部、副本（コピー可）を7部提出すること。
- ・正本はA4版フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・電子媒体として、Microsoft Office Excel、Word または PowerPoint いずれかで作成したものを CD-R または DVD-R にて1部提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時必着

※提出後に技術提案書等の修正又は変更（差替え含む）は一切認めない。

(4) 提出にあたっての留意点

- ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
- イ 提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とする。
- ウ 提出資料は理由の如何なく返却しない。
- エ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- オ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- カ 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、富津市に帰属する。
- キ 技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は、選定結果通知後、廃棄すること。また、富津市の了承なく公表又は使用しないこと。

13 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日

令和6年6月14日（金）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

富津市役所本庁舎 2階 第1委員会室（富津市下飯野2443番地）

(3) 実施内容

一者につき、準備10分以内、プレゼンテーション40分（デモンストレーションを含む）、

質疑応答 10 分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 会場設営

プレゼンテーションに必要な機器のうち、スクリーンについては市が用意し、パソコン、プロジェクター、電源コード等については参加事業者が用意すること。なお、スクリーンを使用してプレゼンテーションを実施する場合は、事前にこども家庭課へ連絡すること。ただし、外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて参加事業者が準備すること。

(5) 出席者

4名以内とする。なお、本業務に携わる予定者(本業務の責任者)を含めることとし、その者が技術提案について説明すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施順序については、技術提案書の受理順とする。

14 選考方法について

(1) 選考方法

ア 提案採用者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

イ 選考は、プロポーザル審査委員会において定めた「富津市児童家庭相談システム導入に係るシステム選定の公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査する。

ウ 選考の結果、評価得点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価得点の高いものから順に交渉を行う。

エ 最も高い評価得点を獲得した参加事業者が複数ある場合には、重要度が高い評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価得点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても参加事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。

オ プロポーザル審査委員会の評価得点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。

(2) 選考基準

評価事項	評価項目	着目点
ソフトウェア	提案するシステムの内容	・児童相談の業務遂行にあたり、有効な機能を有しているか。
	画面構成	・操作しやすい画面構成(文字の大きさ、レイアウト等)となっているか。
	操作性	・入力操作や画面遷移が効率的に行えるか。 ・作業負担軽減に寄与する機能があるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・エラーチェックやガイド機能があり、操作ミスの軽減が期待できるか。
	柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の法改正等の際におけるカスタマイズについて、柔軟性、拡張性があるか。
	帳票及びデータ抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な帳票や統計資料の出力が可能か。
	他システムとのデータ連携（本市基幹システム）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の基幹システムとのデータ連携について、手法や考え方が適切であり有効なものになっているか。
運用管理・保守体制	ヘルプデスクの体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体での運用経験から具体的かつ有効性があるか。 ・操作等に困った際すぐに対応できる体制になっているか。 ・受付時間は十分であるか。
	操作運用マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて操作する者が理解しやすいマニュアルであるか。
	ソフト・ハードの保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用体制、システム保守内容、バックアップ内容等が適切であるか。
	安全対策・個人情報及びデータ保護	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理及び作業管理のすべてにおけるセキュリティ体制の構築について、具体的に示されているか。
	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システム等からのデータ移行について、スケジュールや移行方法が適切に示されているか。
操作運用研修	操作運用研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムが具体的に示されているか。
見積経費	適切な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な経費は、適切に算出されているか。 ・見積額は、提案限度額を超えていないか。

15 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、令和6年6月18日（火）に審査結果通知書（第12号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。また、本市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申立ては受け付けない。

16 システムの選定に関する基本事項について

(1) システムの決定

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者を、システムに係る優先交渉権者として協議を行う。なお、優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかったときは、評価得点の高いものから順に協議を行う。

(2) システムの契約

優先交渉権者との協議で双方合意に至った場合、優先交渉権者が提案したシステムを、富津市が導入する児童家庭相談システムと正式に決定し、別途入札により落札したリース会社との賃貸借契約を締結する。

17 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後5時までにプロポーザル参加辞退届（第9号様式）を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき

18 問い合わせ及び提出先（事務局）

富津市 健康福祉部 こども家庭課 家庭相談係

担 当：飛澤

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

メール：mb046@city.futtsu.chiba.jp

電 話：0439-32-1656

F A X：0439-80-1355